

ソラーナ指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みのり福祉会が開設する、ソラーナ指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う、指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、又は、介護職員等が、利用者の心身の状況により若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営む事に支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ソラーナ短期入所生活介護事業所

(2) 所在地 山形県東田川郡庄内町南野字北野100番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (併設施設兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を統括する

(2) 医師 嘱託医 1名 (特別養護老人ホームと兼務)

(3) 生活相談員 1名 (特別養護老人ホームと兼務)

(4) 介護職員、看護職員 4名以上 (以下「看護職員等」という。特別養護老人ホームと兼務)

(5) 栄養士 1名 (特別養護老人ホームと兼務)

(6) 機能訓練指導員 1名 (特別養護老人ホームと兼務)

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は、10名とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

(2) 指定短期入所生活介護事業者（以下「事業者」という。）は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

(3) 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。

(4) 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

(5) 事業者は、前各号に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

なお、指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときに、利用者が支払う額は、介護保険被保険者証の給付制限欄に特段の記載がある場合を除き、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合の額とする。

2. 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。料金は重要事項説明書、または（別紙）利用料金説明書に記載の金額とする。

(1) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

(2) 食費

(3) 滞在費

(2)(3)の自己負担額については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とする。

(4) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものなどその他の料金。

3. 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、庄内全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス利用に当たって次の点に留意しなければならない。

(1) 日常生活は、施設長が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導、指示に協力すること。

(2) 他人に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努力すること。

(3) 身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。

(4) 建物や備品は、大切に扱うよう努めること。

(5) 火災防止上次の点については、特に注意を払い火災防止に協力すること。

ア 発火のおそれのある物品は、施設内に持ち込まぬこと。

イ 火災防止上危険を感じたときは、直ちに職員に通報すること。

(6) その他特に施設長が定めたこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師又は予め指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 サービスの提供により事故が発生した場合には、県及び市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

2. サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする、但し、施設の責に帰さない事由による場合には、この限りではない。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第13条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。ほか、別に定める指針に基づき必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害に備えるため、定期的避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成12年4月1日より施行する。
この規定は、平成17年7月1日より施行する。

改定	平成17年9月21日	適用	平成17年10月1日
改定	平成19年12月25日	適用	平成20年1月1日
改定	平成27年8月1日		
改定	平成29年10月31日		
改定	令和3年3月31日		
改定	令和3年8月1日		
改定	令和5年5月1日		
改定	令和6年4月1日		
改訂	令和7年4月1日		